

【特公賃】日の出住宅要項

- 所在地 関川村下関地内（大字下関1434番地14）
- 構造・規模 木造2階建て瓦葺、8畳1間、6畳3間、居間兼食事室兼台所、洗面脱衣所および浴室、トイレ、サンルーム
- 戸数 4戸
- 家賃 月額 45,000円
- 敷金 家賃月額の3ヶ月分(入居決定から10日以内に納付)
- 入居者負担 家賃、電気料、ガス、上下水道料、照明器具、給湯設備、冷暖房機器等
- 入居資格
 - ・ 世帯の月額収入が200,000円以上601,000円以下であること。
 - ・ 住宅に困窮していること。
 - ・ 同居（見込み含む）の親族があること。
 - ・ 村内に住所があるか、または入居後に住所をおくこと。
 - ・ 保証人が村内居住者であること。
 - ・ 国税、地方税の滞納がないこと。
 - ・ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員)でないこと。
 - ・ 地域の活動に参加すること。
 - ・ ペットの飼育をしないこと。
- その他
 - ・ 入居者は、住宅を他の者に貸し付け、又はその権利を譲渡できません。
 - ・ 住宅敷地内に工作物を設置又は住宅内部の様式替えは一切できません。ただし、やむを得ないものは、村長の許可により可能です。
 - ・ 住宅及び付属物を破損、滅失した場合は、不可抗力を起因とする場合を除いて、入居者において直ちに原形に復し、その費用は入居者の負担とします。
 - ・ 退去時には現状回復が原則となります。修繕料及び障子の張り替え、障子戸の入替え、畳の表替え、部屋の壁紙等に要する費用は、原則として入居者の負担とします。



日の出(特公賃)住宅

日の出(特公賃)住宅外観



日の出(特公賃)住宅タイプ

準備中。

整いしだい、掲載いたします。